

墨田区と公益財団法人日本相撲協会との包括連携協定

墨田区（以下「甲」という。）と公益財団法人日本相撲協会（以下「乙」という。）は、連携及び協力に関する基本的事項について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、相互に緊密に連携しながら、双方の特性及び資源を有効に活用した協働による活動を推進し、大相撲による地域振興を通じて、墨田区の一層の活性化及び相互の発展に資することを目的とする。

（連携及び協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項について、連携及び協力する。

- (1) 子どもの健全育成に関すること。
- (2) 学校との連携に関すること。
- (3) 文化及び観光振興に関すること。
- (4) 区民の健康増進及び福祉の向上に関すること。
- (5) スポーツ振興に関すること。
- (6) 情報発信に関すること。
- (7) 地域の安全及び安心に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、甲及び乙が必要と認める事項。

2 甲及び乙は、前項に基づく具体的な連携及び協力を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。この場合において、具体的な実施事項及び権利義務については、書面により甲乙合意の上、実施する。

（守秘義務等）

第3条 甲及び乙は、前条に定める連携及び協力事項の検討並びに実施により知り得た相手方の秘密情報（個人情報を含む。）について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示及び漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得たときは、この限りでない。

2 甲及び乙は、本協定の締結の事実並びに前条に定める連携及び協力事項の実施を、記者発表、ホームページへの掲載その他の方法により公表するときは、公表内容を相互に確認する。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも何ら申し出がないときは、同一の条件で期間を1年間として自動的に更新するものとし、以降も同様とする。

（協定の見直し）

第5条 本協定の内容について甲又は乙のいずれかから変更の申出があったときは、甲及び

乙はその都度協議し変更を行うものとする。

（協議）

第6条 本協定に定める事項又は本協定の内容に疑義等が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

以上、本協定の締結の証として、本書を2通作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自1通を保有する。

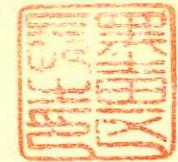
令和4年8月23日

甲 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号

墨田区

代表者 墨田区長

山本亨



乙 東京都墨田区横網一丁目3番28号

公益財団法人日本相撲協会

代表者 理事長

八角信也

